

企業集団内部統制に関する監査役職務確認書 2021 年（第 7 回改訂）版：新旧対照表

2021 年 3 月

【会社法編】

会社法編表紙 p.1

	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
目次	<p>B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務</p> <p>Ⅲ. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント 13 (海外子会社・関連会社との意見交換の留意事項) P. 18</p> <p>【付表】(用語説明) P. 19</p>	<p>B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務</p> <p>Ⅲ. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント 13 (海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換) P. 18-19</p> <p>【付表】</p> <p>I. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書における「コロナ禍」の扱いについて P. 20</p> <p>II. 用語説明 P. 21</p>	<p>B. Ⅲ. に確認項目を新設し、監査のポイントのタイトルも変更したことに伴い、目次も変更した。</p> <p>【付表】に当確認書における「コロナ禍」の扱いについて、を追加したことに伴い、目次を変更した。</p>

A. 親会社監査役としての親会社における監査役職務

I. 代表取締役に対する監査 監査のポイント 1 (企業集団の経営方針と体制) p.3

	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
確認項目	<p>□6. 子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、監査役の任期が会社法の趣旨に沿って運用されていることを確認した。</p>	<p>□6. 子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、監査役としての適格性を慎重に検討した上で選任され、監査役の任期が会社法の趣旨に沿って運用されていることを確認した。</p>	<p>「監査役職務確認書 V. 3. 監査役を選任議案に関する事項」等を参考に内容を見直した。</p>
参考法令等	<p>○日本監査役協会「監査役監査基準」(平成 27 年 7 月 23 日改正) 15 条[代表取締役との定期的会合]、24 条[内部統制システムに係る監査]、25 条[企業集団における監査]、27 条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]</p> <p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2020 年 3 月第 10 回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-8 [代表</p>	<p>○日本監査役協会「監査役監査基準」(平成 27 年 7 月 23 日改正) 10 条[監査役候補者の選定基準等]、15 条[代表取締役との定期的会合]、24 条[内部統制システムに係る監査]、25 条[企業集団における監査]、27 条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]</p> <p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2021 年 3 月第 11 回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-8 [代表</p>	<p>確認項目 6. の見直しに伴い、関連項目を追加した。</p> <p>「監査役職務確認書」2021 年改訂に伴い、タイトルを</p>

	取締役との定期的会合]、II-11 [企業集団に関する監査]	取締役との定期的会合]、II-11 [企業集団に関する監査]、V-3 [監査役の選任議案に関する事項]	変更。本変更は本項以外に全ての「参考法令等」で修正を実施した。 また、確認項目 6. の見直しに伴い、関連項目を追加した。
--	--------------------------------	---	--

IV. 内部監査部門との連携 監査のポイント8 (企業集団における内部統制システムのモニタリング) p. 12

	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
ポイント	監査のポイント8 (内部統制システムのモニタリング)	監査のポイント8 (企業集団における内部統制システムのモニタリング)	監査のポイント5との調和を図った。
確認項目	<p style="text-align: center;">— 新 設 —</p> <p>□61. 企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリング結果の報告から、子会社・関連会社の内部通報者の利益を損なわれないように十分な配慮がなされていることを確認した</p>	<p>□60. 子会社・関連会社が監査役設置会社である場合は、親会社内部監査部門が、子会社・関連会社の監査役、内部監査部門及び会計監査人と密接なコミュニケーションを図っていることを確認した。</p> <p>□62. 企業集団における子会社・関連会社の内部統制モニタリング結果の報告から、子会社・関連会社の内部通報者の利益が損なわれないように十分な配慮がなされていることを確認した</p>	<p>グループ全体の内部統制システムの監査においても内部監査部門、会計監査人との連携が重要視されつつあることから、確認項目を新設した。</p> <p>「てにをは」の修正を行った。</p>
参考法令等	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2020年3月第10回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-12 [内部監査部門等との連携]	○監査懇話会「監査役職務確認書」(2021年3月第11回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-12 [内部監査部門等との連携]、V-5 [監査役(会)と内部監査部門、会計監査人との連携 (三様監査)]	確認項目 60. の追加に伴い関連項目を追加した。

B. 親会社監査役としての子会社・関連会社における監査役職務

I. 子会社・関連会社の代表取締役・他の取締役との意見交換 監査のポイント 11 (子会社・関連会社の代表取締役との意見交換) p. 15~16

	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
確認項目	<p>□71. (注) 親会社の定めた企業集団全体の基本方針とは、例えば、企業集団 (企業グループ) における経営理念、行動指針、コンプライアンス基準、内部統制システム構築の基本方針、財務報告に係る内部統制の基本方針等を指す。</p> <p>□81. 不適正な行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、～</p>	<p>□72. (注) 親会社の定めた企業集団全体の基本方針とは、例えば、企業集団 (企業グループ) における経営理念、行動基準、コンプライアンス基準、内部統制システム構築の基本方針、財務報告に係る内部統制の基本方針等を指す。</p> <p>□82. 不適正な行為又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を代表取締役や他の取締役が発見したとき、～</p>	<p>全体の表現の統一を図った。</p>

II. 子会社・関連会社の監査役との意見交換 監査のポイント 12 (子会社・関連会社の監査役との監査活動と監査環境) p. 17

	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
確認項目	<p>— 新 設 —</p>	<p>□91. 子会社・関連会社の監査役が、親会社内部監査部門、子会社・関連会社の内部監査部門及び会計監査人と密接なコミュニケーションを図っていることを確認した。</p>	<p>グループ全体の内部統制システムの監査においても内部監査部門、会計監査人との連携が重要視されつつあることから、確認項目を新設した。</p>
参考法令等	<p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2020年3月第10回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-12 [内部監査部門等との連携]</p>	<p>○監査懇話会「監査役職務確認書」(2021年3月第11回改訂) I-2 [監査役への報告に関する体制等]、II-12 [内部監査部門等との連携]、V-5「監査役(会)と内部監査部門、会計監査人との連携 (三様監査)」</p>	<p>確認項目 91. の追加に伴い関連項目を追加した。</p>

III. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント 13 (海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換) p. 18~19

	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
ポイント	<p>III. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント 13 (海外子会社・関連会社との意見交換の留意事項)</p> <p>海外の子会社・関連会社であっても、やり方や考え方、そして留意すべき基本的な項目は、国内と大きく異なることはありません。</p>	<p>III. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換 監査のポイント 13 (海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換)</p> <p>海外の子会社・関連会社であっても、意見交換のやり方や考え方、そして留意すべき基本的な項目は、国内と大きく異なることはありません。一方で、監査役のみで子会社・</p>	<p>海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換について、昨年留意事項のみを新設したが、今年はより使いやすくするために確認項目を新設した。それに伴</p>

<p>一方で、現地の使用言語のみならず、法令やローカルコンテンツ等の各種制度や文化、商慣習といった様々な点において、国内と海外では環境が大きく違うことから、海外において特に留意すべき項目を下記に整理しています。</p> <p>①海外子会社・関連会社の代表取締役等への事前説明： 子会社・関連会社の代表取締役等に、親会社監査役の立場、企業集団における内部統制の在り方などについて、あらかじめ説明し理解を得ておくことが必要になります。</p> <p>②海外子会社・関連会社特有の経営環境やリスクの把握： 対象の子会社・関連会社特有の経営環境、経営上の課題、所在国特有のリスクなどを踏まえた調査を実施します。</p> <p>③親会社の経営理念や経営方針との整合性や共有状況の確認： 親会社の経営理念や経営方針の浸透状況の確認も重要です。</p> <p>④海外子会社・関連会社における内部統制システムの適切な構築と運用状況の確認： 子会社・関連会社における不祥事はグループ全体の企業価値を毀損する可能性があります。子会社・関連会社の代表取締役等は、内部統制システムの構築・運用に責任を負っていますので、代表取締役等がその責任を十分に認識しているかどうかを確認することは重要となります。また、個社の規模感に合っていない内部統制システムは却って非効率になることもあるので、子会社・関連会社の体制や規模に応じた内部統制システムに必要な方針・規程類の整備状況と現場での PDCA サイクルが回っているかどうかを確認します。</p> <p>⑤社内外関係先との緊密な連携： 監査役のみで子会社・関連会社の調査をすることは、物理的な距離の問題などから難しいので、親会社の会計監査人や内部監査部門等との連携は、国内に比べて一層重要となります。また、子会社・関連会社の現地の監査法人や弁護士事務所、内部監査部門等とも緊密な連携を図った上で、効率的かつ有効な調査や意見交換を実施する必要があります。</p>	<p>関連会社の調査をすることは、物理的な距離の問題などから難しいので、親会社の会計監査人や内部監査部門等との連携は、国内に比べて一層重要になります。また、子会社・関連会社の現地の監査法人や弁護士事務所、当該会社の内部監査部門等とも緊密な連携を図った上で、効率的かつ有効な調査や意見交換を実施する必要があります。加えて、現地の使用言語のみならず、法令やローカル・コンテンツ等の各種制度や文化、商習慣といった様々な点において、国内と海外では環境が大きく違うことから、海外において特に留意すべき確認項目を下記に整理しています。</p>	<p>い、監査のポイントのタイトル、内容を見直した。</p>
---	---	--------------------------------

<p>確認項目</p>	<p>－ 新 設 －</p>	<p>(01. 方針決定周知)</p> <p>□95. 子会社・関連会社の代表取締役等に、親会社監査役的位置付け、企業集団における内部統制の在り方などについて、理解していることを確認した。</p> <p>□96. 親会社が策定した企業集団として共有すべき経営理念や行動基準、並びに内部統制システムの基本方針を子会社・関連会社の全ての役職員に理解してもらうように努めていることを確認した。</p> <p>□97. 子会社・関連会社における不祥事はグループ全体の企業価値を毀損する可能性があり、子会社・関連会社の代表取締役等は、内部統制システムの構築・運用に責任を負っている。代表取締役等がその責任を十分認識していることを確認した。</p> <p>(02. リスク認識)</p> <p>□98. 子会社・関連会社特有の経営環境、経営上の課題、所在国特有のリスクを把握していることを確認した。 (注) 所在国特有のリスクとは、テロ・自然災害・感染症・政治体制・人材や技術の流出・情報セキュリティ・経済的混乱・新興国に多い規制等を指す。</p> <p>□99. 現地法令を踏まえ、反汚職に向けた基本方針の策定、社内規定の策定、社員への教育など、外国公務員等への贈収賄規制違反リスクに備えた対応を取っていることを確認した。</p> <p>(04. 報告承認体制)</p> <p>□100. 重大な不適正行為、訴訟・係争等の案件、重大なクレームや品質上のトラブル、行政からの指導・処分等の発生の有無を確認するとともに、これらの事象を発見・認識した場合には、親会社が定めた報告・承認ルールに則り、遅滞なく報告・伝達しなければならないと認識していることを確認した。</p> <p>(05. 内部監査・モニタリング)</p> <p>□101. 当該会社の規模感に合っていない内部統制システムは却って非効率になることもある。子会社・関連会</p>	<p>海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換にあたって、特に留意すべき確認項目を新設した。</p>
-------------	----------------	---	---

		<p>社の体制や規模に応じた内部統制システムとして必要な方針・規程類の整備を行っていること、及び現場でのPDCAサイクルが回っていると認識していることを確認した。</p> <p>□102. 子会社・関連会社の主要部門を支える有能な人材の雇用の確保と離職を防ぐための対応を十分に行っていることを確認した。また、現地の法令や事情に精通している監査法人および弁護士事務所を起用していることを確認した。</p> <p>□103. 親会社との間に「グループ内部通報制度」が整備されている場合、情報提供者の保護が徹底され、早期に問題を把握して是正を図る仕組みとして適正に運用されていることを確認した。</p> <p>□104. 子会社・関連会社の所在する国における重要な法令等を認識し、その改正等に対して速やかにフォローできていると認識していることを確認した。</p> <p>(08. 企業集団内取引)</p> <p>□105. 海外各国の税務当局は、国際的な「税逃れ」を防止するために、移転価格税制やタックスヘイブン税制の運用を強化している状況にある。これに関しては、親会社の統括本部等との連携も考慮する必要がある。親会社との取引価格について現地税務当局との間で適正であるとの確認が取れているか、また当該会社と親会社等との間で非通例的な取引および不適正な取引が行われていないか調査していることを確認した。</p>	
--	--	---	--

【付表】 p. 20～21

	2020 年版	2021 版	理由・根拠
付表	— 新 設 —	<p>I. 企業集団内部統制に関する監査役職務確認書における「コロナ禍」の扱いについて</p> <p>新型コロナウイルス感染の拡大（以下、「コロナ禍」）によって企業活動が大きく制限される中で、従来になく新たなリスクが生まれています。また、監査役監査をはじめと</p>	<p>コロナ禍において監査環境が大きく変わる中で、企業集団内部統制に関する監査を行うにあたって留意すべき事項を付表に追加した。</p>

して会計監査、業務監査も様々な制約を受けています。こうした状況下で、監査役としては下記の留意すべき事項を確認しながら企業集団内部統制に関する監査を行うことが望まれます。

【監査上の留意すべき事項】

1. コロナ禍において従業員の安全確保と事業継続 (BCP) の視点から、その対応状況を確認する必要があります。
2. コロナ禍でのリモートワークの拡大により、対面での面談確認ができない環境のなか、①多くの紙書類、②標準化・可視化・自動化されていないプロセスのため、決算業務が制約を受けることになりました。短期的な終息が見えない中、リモートワークを前提として、紙書類・証憑・その他書類のペーパーレス化、プロセスの自動化・可視化など、決算に向けた対応を進める必要があります。
3. コロナ禍での出張制限により、海外はもとより国内の地方に所在するグループ企業に対してもリモート監査が常態化し、監査の死角が生じている恐れがあります。これまで以上に統括本部等や内部監査部門との連携を密にして、発見統制を強化する必要があります。
4. コロナ禍による経営成績悪化に伴い、一部従業員にとっては利益改善圧力等により不正の動機が増す懸念があります。①リモートワークの実施により、業務フローの変更による承認権限の移譲等で牽制機能が無効となっていないか、②受注・売上の過大計上はないか、③棚卸数量の操作がないか、④費用の繰り延べ計上がないか、⑤資産の不正評価がないか、などを確認する必要があります。
5. 情報セキュリティが社内に比べ脆弱な社外(主として自宅等)でのリモートワークの実施により、サイバー攻撃のリスクが増加しています。統括本部等の指導の

		<p>下、子会社・関連会社も含め、運用する「人」とインフラとしての「システム」の両面から、「人」への教育、「システム」としてセキュリティ脆弱性の見直し等の実施状況を確認する必要があります。</p> <p>6. コロナ禍でのリモートワークを基本とした新しい働き方が模索されるなか、新たなリスク事象の発生の可能性が予想されます。例えば、労働時間、業務環境の適正な管理体制について検討が進められていることを確認する必要があります。</p>	
付表	<p>(用語説明)</p> <p>(1)企業集団 ※海外子会社・関連会社には「B. Ⅲ. 監査のポイント 13」に記載の留意事項を参照し活用することができる。</p>	<p>Ⅱ. 用語説明</p> <p>(1)企業集団 ※海外子会社・関連会社には「B. Ⅲ. 海外子会社・関連会社の代表取締役等との意見交換」を参照し活用することができる。</p>	<p>【付表】にⅠ. を設けたことで、用語説明をⅡ. とした。</p> <p>B. Ⅲ. に確認項目を加えたことにより、引用のタイトル等を変更した。</p>

【金融商品取引法編】

表紙の改訂年及び[金融商品取引法編で共通する法令等]における「監査役職務確認書」の改訂年以外特に変更なし。